

議案第6号

上天草市社会福祉協議会が実施する自家用有償旅客運送の更新登録申請について

このことについて、社会福祉法人上天草市社会福祉協議会が自家用有償旅客運送の更新登録を申請する。

自家用有償旅客運送の登録内容

項目	内容
1 種別	福祉有償運送
2 名称、住所、代表者の氏名	社会福祉法人 上天草市社会福祉協議会 熊本県上天草市松島町合津 3433-52 会長 堀江 隆臣
3 登録番号	九熊福第33号
4 運送区域	上天草市～熊本県立天草支援学校
5 自動車の数及びその種類	普通自動車（車いす車）1台 普通自動車（兼用車）5台（うち軽自動車2台）
6 旅客から収受する対価	・ 利用者1人に対して1回につき540円とする。 ・ 乗降又はその他個別的支援若しくは複数の利用者に対する同時支援を行ったときは、別に車両移送1回につき260円を加算する。 ※上天草市移動支援事業実施要綱（平成19年上天草告示第60号）第12条第1項第3号の規定で定めるもの。
7 運送しようとする旅客の範囲	肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（提案理由）

社会福祉法人上天草市社会福祉協議会が実施する自家用有償旅客運送が、令和5年2月28日に期間満了を迎える。有効期間の更新登録申請に当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項の規定に基づき、上天草市地域公共交通会議の議決を経る必要がある。